

福岡県公報

平成18年 1 月16日
第 2 4 8 3 号

目 次

告 示 (第75号-第83号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○共同施行による土地改良事業の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	4
○一般競争入札の実施	(管 財 課)	5
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	9
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	9
○瑞梅寺川水系に係る河川整備計画	(河 川 課)	10

選挙管理委員会

○平成17年 9 月 4 日執行の福岡県議会議員補欠選挙 (大野城市選挙区) における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(地 方 課)	25
--	---------	-------	----

告 示

福岡県告示第75号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 1 月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人自由人権同和会
 - (2) 代表者の氏名
米谷 禮一
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡川崎町大字川崎236番地の35
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人達に対して、社会教育の推進、人権啓発推進、男女共同参画社会の推進、職業能力の開発、子供の健全育成、環境の保全に関する事業を行い、社会差別の撤廃、人権差別の撤廃並びにこれら雇用機会の拡充、青少年の健全な育成、地域社会の環境の整備に寄与することを目的とする。

福岡県告示第76号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 1 月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
NPO法人 美しい地球の会
- (2) 代表者の氏名
西田 眞壽美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市吉田1028番地2
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、子どもを中心に広く市民に対して地球環境問題の解決の為に地下資源の使用を減らし積極的にバイオマスの利用とリサイクル、リユースに関わる事業や環境教育などを行い地域の豊かな自然環境を取り戻し、循環型社会の推進を図り、子どもの健全な育成に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第77号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
- (2) 代表者の氏名
野上 加代
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市西二丁目776番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後および休校日における保育を必要とする児童に対して、健全な生活・遊技の場を提供するとともに、保育内容の充実および発展を目的とする事業を行い、また、学童保育の施設・設備の整備と保育内容の向上を行政に働きかけることにより、子ども達の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援し、健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第78号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人福岡食事サービスころっけ
- (2) 代表者の氏名
長井 和子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福津市中央一丁目2番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神に基づき、会員の食事作りに関する技術・能力を発揮することにより、高齢者及び配食を必要とする人に対して、配食サービスに関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第79号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月福岡県告示第2083号は、取り消す。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡宮田町大字上大隈字上ノ原687-24から687-28まで及び705-3から705-24まで並びに字二反田676-2、676-7から676-11まで、677-1及び677-5から677-7まで並びにこれらの区域内の道路等の町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡宮田町大字宮田3673番地の3

株式会社双一開発 取締役社長 島本 昌典

福岡県告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の計画の変更の認可申請を平成17年12月28日付けで適当であると決定したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
鞍手郡宮田町上大隈地区土地改良事業共同施行	土地改良事業変更計画書の写し ・規約の写し	平成18年1月16日から 平成18年2月13日まで	宮田町役場

福岡県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂	県道	福岡 早良線 大野城	前	春日市小倉一丁目6番先から大野城市錦町一丁目24番先まで	16.4 ～ 63.0	2104.8	うち福岡筑紫野線重用延長587.1メートル
			後	春日市小倉一丁目6番先から大野城市御笠一丁目8番2先まで	25.0 ～ 43.6	1496.0	うち飯塚大野城線重用延長972.6メートル

福岡県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年1月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	庄伊田線	田川郡大任町大字大行事471番4先から同郡同町大字大行事203番先まで

福岡県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字野田1320番8先から同郡同町大字野田1644番1先まで	7.5 ～ 14.2	262.2
			後	同 上	9.6 ～ 14.2	262.2
田 川	一 般 道 国	322号	前	田川郡香春町大字中津原704番5先から同郡同町大字中津原1089番1先まで	11.8 ～ 14.8	49.2
			後	同 上	11.8 ～ 16.7	49.2
田 川	県 道	田 川 野 桑 線	前	田川郡川崎町大字安真木5698番1先から同郡同町大字安真木5855番1先まで	10.0 ～ 13.0	75.0
			後	同 上	10.0 ～ 26.5	75.0

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県庁舎電力供給
- 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告所の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の受付期間

この公告の日から平成18年2月17日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 名称
福岡県庁舎電力供給
- (2) 特質等
入札説明書による。
- (3) 供給期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 供給場所
福岡県庁舎
福岡市博多区東公園7番7号
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。
- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

- 資格をいう。以下同じ。）
平成18年3月1日（水）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部管財課設備管理係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3091（ダイヤルイン）
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
(1) 期間
平成18年1月16日（月）から同年3月1日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 8 仕様等に対する質疑応答
仕様等に対する質問は、文書により、次の受付場所へ持参し、又は郵送により行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を作成し、閲覧により行うものとする。
- (1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成18年1月17日(火)から同年2月7日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

福岡県総務部管財課設備管理係

(4) 閲覧期間

原則として、受領後10日後から同年3月1日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月1日(水)午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期間内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県総務部管財課
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成18年3月3日(金)午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停

止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) Delivery period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2007.
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Building.
- (4) Time limit for tender : 5 : 00 PM, 1 March, 2006.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available : Property Custodial Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
Tel : 092-643-3091

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 開催の日時及び場所
 - (1) 日時
平成18年2月10日 午後7時から9時まで
 - (2) 場所
そびあしんぐう 2階研修室1・2（糟屋郡新宮町大字上府1121-1番地）
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
 - (1) 都市計画の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。
ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
イ 主要な都市計画の決定等の方針
イ 土地利用に関する方針
イ 都市施設の整備に関する方針
ウ 市街地開発事業に関する方針
エ 自然的環境の整備又は保全に関する方針
 - (2) 閲覧
同案については、平成18年1月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。
- 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
 - (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年1月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

新宮都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年2月10日 午後7時から9時まで

(2) 場所

そびあしんぐう 2階研修室1・2(糟屋郡新宮町大字上府1121-1番地)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成18年1月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年1月30日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べるすることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年

福岡県規則第43号) 第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路3・3・2号湊・三代線、3・4・3号上府・下府線、3・4・4号ひばりヶ丘・太郎丸線、3・4・5号上浜・馬場線、3・3・6号三代・的野線及び3・3・7号久山・新宮線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年2月10日 午後7時から9時まで

(2) 場所

そびあしんぐう 2階研修室1・2 (糟屋郡新宮町大字上府1121-1番地)

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・3・2号湊・三代線	起点 新宮町大字湊字石生丸 終点 新宮町大字三代字大森 主な経過地 新宮町下府三丁目	約3,020メートル
3・4・3号上府・下府線	起点 新宮町緑ヶ浜三丁目 終点 新宮町美咲二丁目 主な経過地 新宮町下府二丁目	約2,810メートル
3・4・4号ひばりヶ丘・太郎丸線	起点 新宮町緑ヶ浜三丁目 終点 新宮町大字上府字久井田 主な経過地 新宮町大字上府	約880メートル
3・4・5号上浜・馬場線	起点 新宮町緑ヶ浜四丁目 終点 新宮町大字上府字小万崎 主な経過地 新宮町大字上府	約1,150メートル
3・3・6号三代・的野線	起点 新宮町大字三代字大森 終点 新宮町大字野字吉原 主な経過地 新宮町大字立花口	約3,600メートル

3・3・7号久山・新宮線	起点 新宮町大字立花口字佐屋 終点 新宮町大字野字萱原 主な経過地 新宮町大字立花口	約2,210メートル
--------------	--	------------

(2) 閲覧

同案については、平成18年1月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び新宮町都市整備課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年1月30日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、瑞梅寺川水系に係る河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成18年1月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1. 流域及び河川の概要

(1) 流域及び河川の概要

瑞梅寺川^{ずいばいじ}は、福岡市西部^{ふくおかし}に位置しその源を脊振山地^{せぶり}の井原山^{いばら}（標高 983m）に発し、川原川^{かわはら}・赤崎川^{あかさき}・汐井川^{しおい}の支川を合わせ北流し、福岡市西区^{いまづ}で今津湾に注ぐ流域面積 52.6 km²、幹川延長 13.2km の二級河川です。

流域の上流部は前原市^{まえばら}、下流部は福岡市の2市にまたがり、「田尻土地区画整理事業」や下流部左岸域の「九州大学移転」及びこれに伴う関連事業等の開発プロジェクトが計画されています。また、近年は福岡市のベッドタウンとして流域内人口は、約 43,000 人（平成 12 年現在）を数え、福岡市西部地方の社会・経済基盤をなしています。

また、この地方は「伊都国^{いとこく}」と呼ばれ 3 世紀頃から朝鮮・中国との交流が盛んで、流域内には豊かな自然環境とともに端山古墳^{はやま}等多くの埋蔵文化財・史跡が残っています。

瑞梅寺川流域の気候は、日本海型気候に属し、年平均降水量が約 1,600mm で 6・7 月の梅雨期及び 8・9 月の台風期に降雨が集中します。また、年間の平均気温は、17℃です。（福岡気象台、平成元年～平成 12 年）

瑞梅寺川の上流域は、変成岩^{へんせいがん}の上部を砂、礫等の堆積物が覆っています。また、下流部は、瑞梅寺川により運搬堆積されて形成された砂、泥、礫等の堆積物が広く分布しています。

山間部において蛇行をしながら流下する上流部は、脊振雷山立自然公園に属し緑豊かな自然環境が保たれており、ニホンザルの生息やゲンジボタル・キリシマミドリシジミ・クロセリノ昆虫類、両生類のブチサンショウウオの生息が確認されています。溪流にはヤマメが生息し、溪流魚を求める釣りファンの人気スポットとなっています。また、高柳橋～立角橋間は、地域の人々によるゲンジボタルの放流が行われています。

中流部は、沿川に広がる水田の中に集落が点在し、丸隅山古墳が存在する周辺の丘陵と一体となり、のどかな田園風景を呈しています。

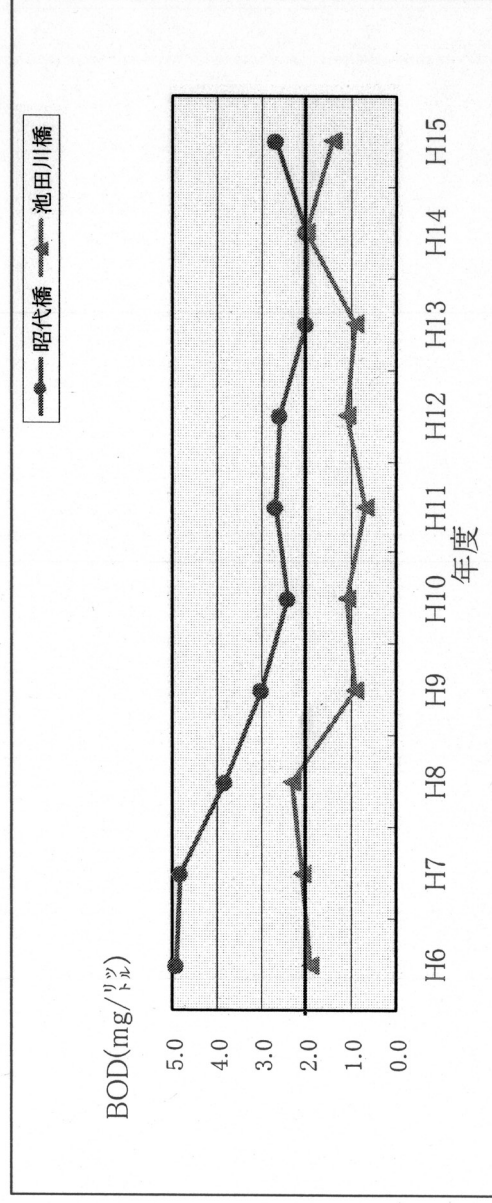
河道内にはヨシ・マコモ・ヒシ等の抽水・浮葉植物が不連続的に続き、ダンチク・メダケ・ヨシ類の小群落がみられ、カワムツ・ドンコが生息し、静穏部にはメダカ（福岡県レッドデータブック 準絶滅危惧）が確認されています。河道内のヨシの群生は、格好の魚類・水生動物の産卵・生息場所となっているほか、水質浄化にも寄与していると思われれます。

下流部は、福岡市西区周船寺地区・前原市の波多江市街地区を貫流しており沿川は福岡都市圏のベッドタウンとして都市化が進んでいます。取水堰により形成された湛水域では、オイカワ・カマツカ・ギンブナ・コイ等が見られ、堰下流の平瀬にはヤリタナゴ（福岡県レッドデーターブック 準絶滅危惧）等が見られます。水際の植生は低水護岸等に堆積した砂州上にヨシ類が見られる程度です。

感潮域となっている河口付近には、ハマサジ（福岡県レッドデーターブック 絶滅危惧Ⅱ類）等の塩沼地植物群落があります。過去には確認されていたシロウオ（福岡県レッドデーターブック 準絶滅危惧）は出現率が低く近年、漁が行われていません。また、本川に注ぎ込む支川の細流部にはメダカ（福岡県レッドデーターブック 準絶滅危惧）やカゼトゲタナゴ（福岡県レッドデーターブック 絶滅危惧Ⅱ類）が確認されています。

河口部の広大な干潟は和白干潟に次ぐ博多湾に残された貴重な干潟であり、野鳥の生息環境に適しておりシギ・カモ等約180種の留鳥・渡り鳥が生息・飛来し、クロツラヘラサギ（福岡県レッドデーターブック 絶滅危惧ⅠA類）やマナヅル（福岡県レッドデーターブック 絶滅危惧Ⅱ類）等が見られることからバードウォッチングの場として市民に親しまれています。また、今津湾内の砂浜ではカブトガニ（環境省 絶滅危惧Ⅰ類）の産卵も確認されています。

河川の水質について、環境基準の類型指定は、瑞梅寺川全域がA類型（BOD75%値 2.0mg/ℓ以下）に指定されています。近年の水質は、中流部の池田川橋地点では環境基準をほぼ満足できていますが、下流部の環境基準点昭代橋では環境基準を満足できていない状況となっています。



図－1 瑞梅寺川の水質経年変化（公共用水域水質測定結果；福岡県環境部）

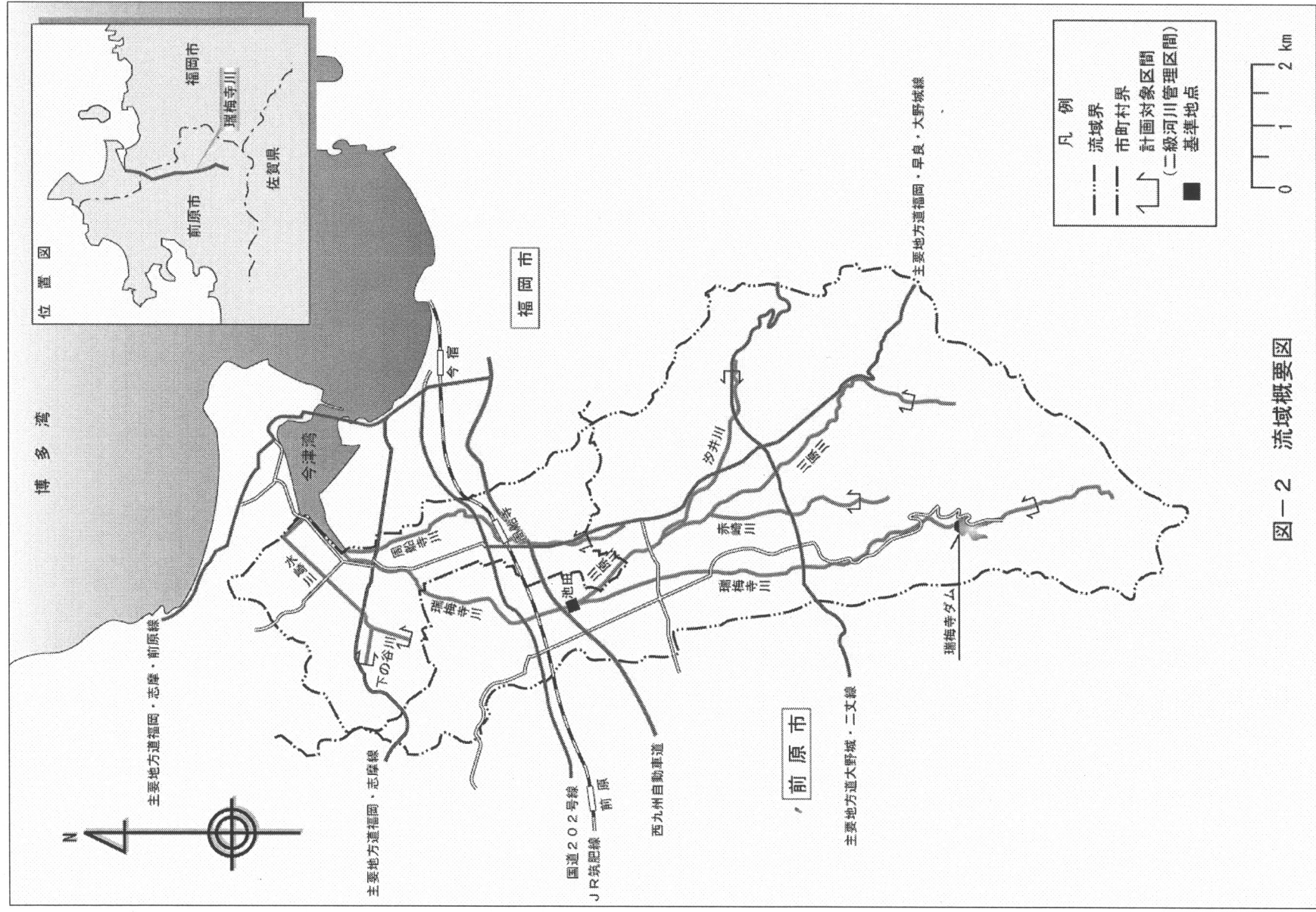


図-2 流域概要図

(2) 河川整備の現状と課題

① 治水の現状と課題

治水事業の沿革としては、洪水被害の軽減を目的とした瑞梅寺ダムを昭和52年に完成して洪水量低減を図ってきましたが、昭和60年6月の豪雨による出水で被害を受けたため、さらに平成元年周船寺川合流点より0.52kmの河川改修に着手して治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、未だ十分な河積が確保されておらず、既計画の規模を上回る降雨による洪水であつた平成3年9月台風17号の出水では、2箇所において破堤し、池田・高田地区の市街地を中心に、家屋407戸、宅地・耕地28haが浸水しました。さらに当該地区の交通の動脈であるJR筑肥線や国道202号が遮断され都市機能が完全に麻痺しました。なお、高潮による被害は生じていません。

このように水系の治水安全度は未だ低い状況にあるため、今後も治水対策を行う必要があります。

表-1 瑞梅寺川流域の洪水被害

年 度	浸水家屋(戸)		異常気象名
	床下	床上	
昭和54年	4	0	4 6～8月豪雨
昭和55年	10	0	10 8～9月豪雨
昭和58年	3	0	3 5～7月豪雨
昭和60年	31	1	32 5～7月豪雨、台風6号
平成3年	275	132	407 9月台風17～19号豪雨
平成11年	56	2	58 6～7月梅雨前線豪雨

出典：水害統計(国土交通省)

② 利水の現状と課題

利水については、瑞梅寺川水系の水は古くから利用されており、現在もかろんが用水として沿川に広がる農地を潤す貴重な水源となっています。このため、流域内には多くのため池が存在しています。また、上流に建設された瑞梅寺ダムでは、福岡市と前原市への上水道水の供給及び不特定用水の補給がなされています。過去、福岡都市圏では、昭和53年5月から始まった給水制限が翌年3月まで287日に及び、平成6年渇水においては、瑞梅寺ダムの貯水率の低下等により、前原市で244日、福岡市で295日の給水制限が実施されました。

このような度重なる渇水が発生していることから、今後も利水関係者及び関係機関と協力して、取排水系統の再検討や効率的な取水設備の配置等の適正かつ合理的な水利用を図る必要があります。また、渇水時における情報の提供や伝達体制を整備して渇水被害の軽減に努める必要があります。

③河川環境の現状と課題

瑞梅寺川は、流域内に数多くの史跡・文化財が残され、この地域の歴史・文化・風土を育んでいます。このため、自然の多い美しい親しみのある川として住民の「川づくり」の意識が高く、歴史に育まれた自然豊かな川となっています。しかしながら、近年の都市化や流域内の開発により、ゴミや廃棄物等の放置、生活雑排水による水質の悪化がみられ、住民が水辺に近づき難くなるなど親水性の低下が危惧されています。

これらのことから、河川整備を進める上で河川環境の整備と保全を図る必要があります。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

(1) 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、瑞梅寺川水系における県の管理区間とします。

表-2 河川整備計画の対象区間

河川名	上流端	下流端	管理区間 延長 (km)
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺ブジ 366 番地先の奇徳橋	河口	約 13.2
川原川	前原市大字川原字柿田 674 番地先の市道橋	瑞梅寺川への合流点	約 7.6
汐井川	左岸:前原市大字高祖字宇土134の1番地先 右岸:前原市大字高祖字金剛 137 番地先	川原川への合流点	約 3.7
赤崎川	左岸:前原市大字井原字赤崎454番地先 右岸:前原市大字井原字岩野 286 番地先	川原川への合流点	約 2.8
周船寺川	福岡市西区大字宇田川原字七田 139 番 1 地先の市道橋上流端	瑞梅寺川への合流点	約 4.6
水崎川	福岡市西区元浜3丁目6番3 地先の市道橋上流端	瑞梅寺川への合流点	約 3.2
下の谷川	福岡市西区元浜1丁目16番11 地先の市道橋上流端	水崎川への合流点	約 0.6

(2) 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として、計画策定時から概ね 30 年間とします。

本河川整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化により、適宜見直しを行います。

(3) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、過去の洪水による被害状況及び河川整備効果の早期発現を考慮して、概ね10年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図ります。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しても、関係機関と緊密に連携を図りながら、防災情報を速やかに提供して水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図ります。さらに、都市化が進む瑞梅寺川流域においては、関係機関と協力して流域の流出抑制に努めていきます。

(4) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、適正かつ合理的な水利用がなされるよう、関係機関と協力して今後も調査、検討に努めます。

また、渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水者間の利水調整のための情報提供に努めます。

(5) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、地域の要望を踏まえ、人と川との豊かなふれあいの場の確保とともに豊かな生態系を育む自然環境を保全し、人と自然が共生できるような川づくりを行うものとします。このため、河川改修にあたっては、瀬や淵を極力保全・回復するとともに、緑化が可能な植生護岸等の多自然型工法を採用し、瑞梅寺川に生息する動植物に対して、多様な環境を維持・確保します。また、地域住民が河川に興味を持ち河川に親しみを感じ、自然とふれあえる環境教育・環境学習の場としても利用できる川づくりを進めるため、改修にあたっては必要に応じて河川にふれあえる施設の整備を行い、親水性の向上を図ります。

水質については、良好とは言えない状況ですが、今後も河川パトロールを行い河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながら水質の回復・保全に努めます。

3. 河川の整備の実施に関する事項

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

①河川工事の目的、種類

瑞梅寺川水系の河川工事は、概ね10年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図ります。

②施行の場所

瑞梅寺川水系における河道整備は、表-3に示す施行の場所において、図-3に示す整備計画流量を安全に流下させる河道を確保します。

表-3 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長
瑞梅寺川	周船寺川合流点 ～川原川合流点	4.30 km
周船寺川	瑞梅寺川合流点 ～福岡市上流端市道橋	4.58 km
水崎川	瑞梅寺川合流点 ～沖田橋	3.19 km
下の谷川	水崎川合流点 ～用水堰	0.62 km

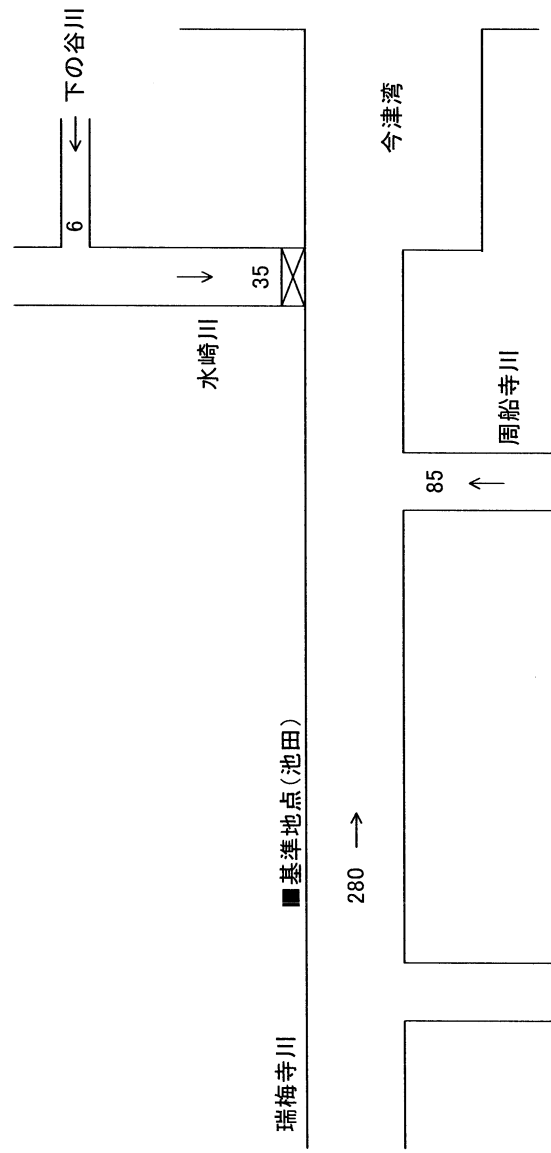


図-3 整備計画流量配分図 (単位 ; m^3/s)

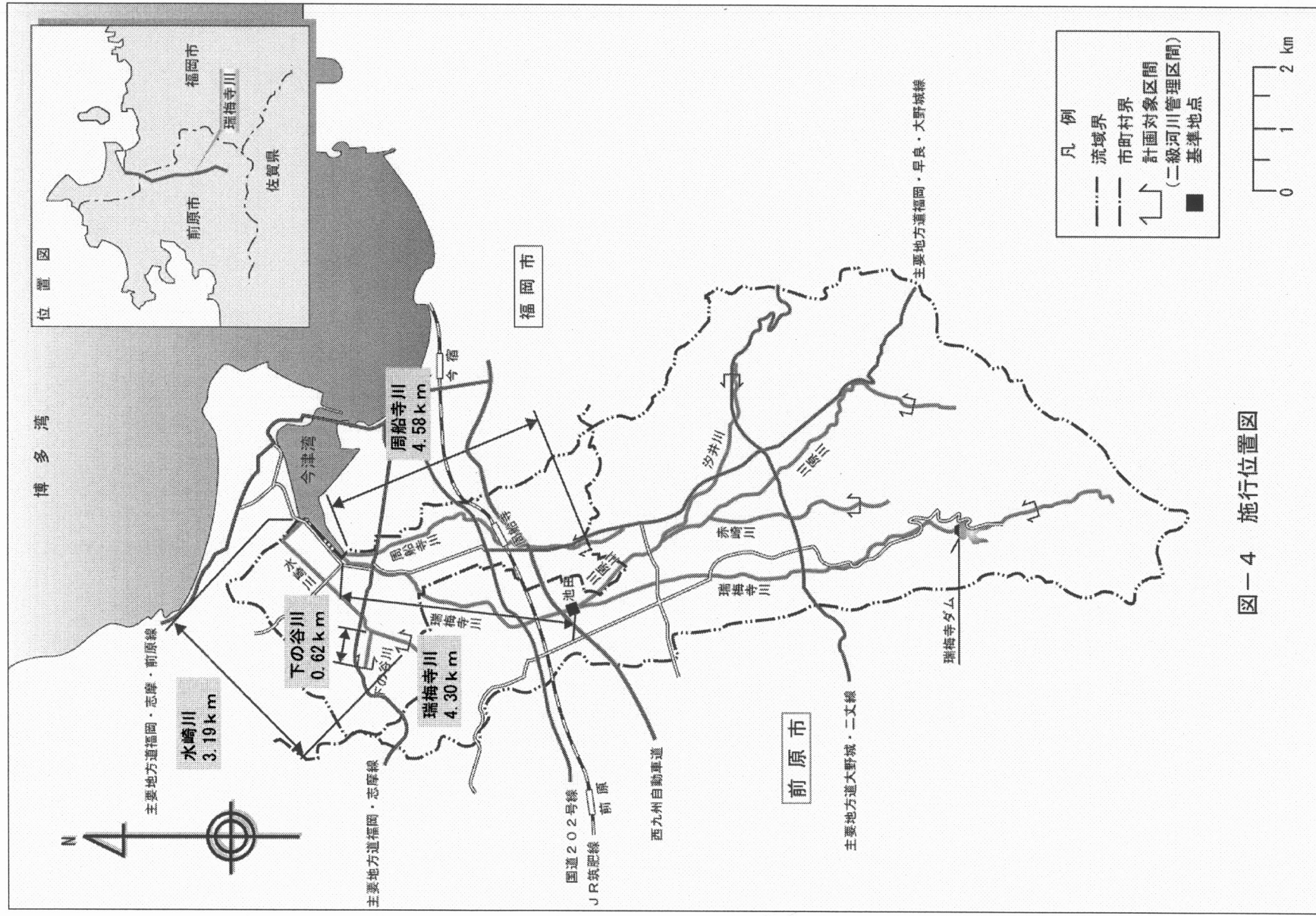


図-4 施行位置図

③河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

河道整備にあたっては、自然の復元力により川自身が瀬や淵を形づくることができるような配慮や河川や周辺の自然環境への影響を軽減する工法の採用等、工事の影響を極力減らし河川環境の保全を図ります。また、生物の生育環境に配慮して、上下流の連続性を保つように努めていきます。なお、河川空間が利用されている箇所の河道整備では、水辺に近づくことができる施設整備を行い、親水性の向上を図っていきます。

さらに、河道整備の実施にあたっては、関係機関との調整を図ります。

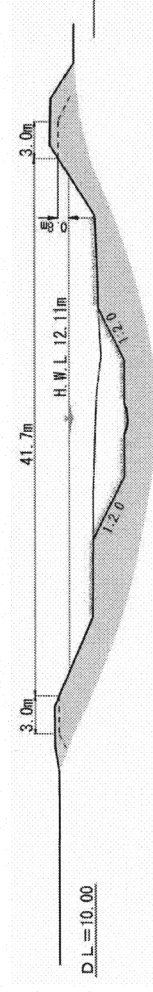
主要な地点における代表断面形は下記のとおりです。ただし、河床の形状、護岸の形状については、標準的なイメージを示したものです。

●瑞梅寺川

瑞梅寺川では、周船寺川合流点から川原川合流点までの区間について、築堤、河床掘削等の整備を行います。

改修にあたっては、魚類の生息・生育環境に配慮してみお筋を確保するとともに、在来する植生の早期回復を促す等、景観や生態系の保全に配慮するものとします。

瑞梅寺川 5.0km (S=1:600) (西九州自動車道付近)

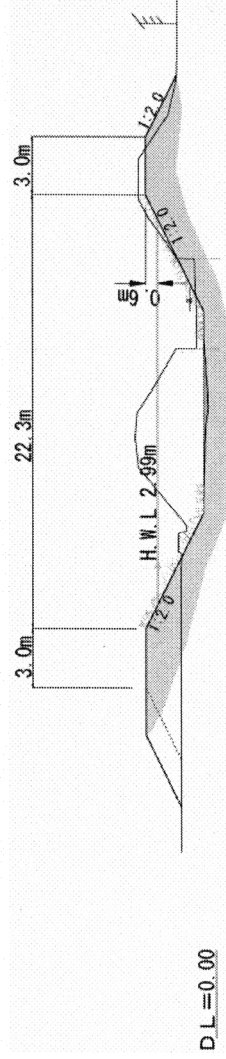


●周船寺川

周船寺川では、瑞梅寺川合流点より福岡市上流端の市道橋までの区間について、築堤、河床掘削等の整備を行います。

改修にあたっては、魚類の生息・生育環境に配慮してみお筋を確保するとともに、在来する植生の早期回復を促す等、景観や生態系の保全に配慮するものとします。

周船寺川 1.0km (S=1:400) (田尻中公園付近)

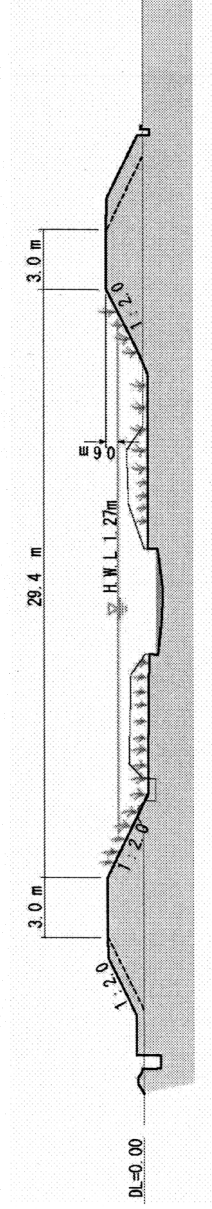


●水崎川

水崎川では、瑞梅寺川合流点より沖田橋までの区間について、築堤、河床掘削等、瑞梅寺川合流点に樋門及び排水ポンプの整備を行います。

改修にあたっては、魚類の生息・生育環境に配慮してみお筋を確保するとともに、在来する植生の早期回復を促す等、景観や生態系の保全に配慮するものとなります。

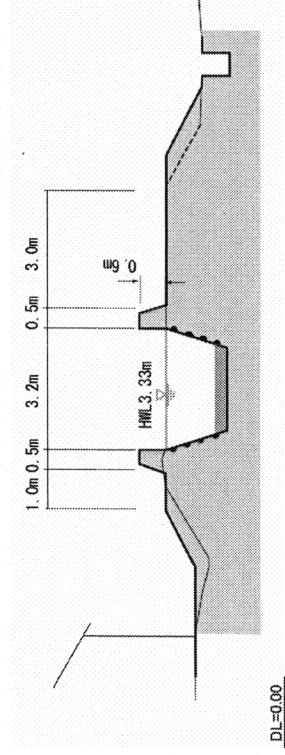
水崎川 0.8km (S=1:400)



●下の谷川

下の谷川では、水崎川合流点より用水堰までの区間について、築堤等の整備を行います。

下の谷川 0.4km (S=1:200)



(2) 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、洪水等による災害発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。

河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めます。

①河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防、護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、機能の低下を防止するための機器の更新、施設自体の質的低下を防ぐための補修を行います。

また、大雨、洪水、台風等により災害が予想される場合や出水後に重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努めます。

②樹木及び堆積した土砂等の管理

河道内の樹木及び堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより繁茂状況及び堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら伐採及びしゅんせつ等の維持管理に努めます。

③河川の巡視

河川利用を妨げる不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して河川巡視の強化を図ります。

④水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、日常的に雨量・水量の把握を行うとともに、定期的に水質の把握を行い、必要に応じて地域への情報提供を行います。また、濁水時には、関係機関への情報の提供や収集を行い、円滑な濁水調整がなされるように努めます。

河川の維持管理は、整備計画対象区間で行います。

(3) その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

①河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、河川美化・愛護のための組織づくりを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。

②河川整備のための連携の重視

地域住民の主体的な参加の機会の創出を図り、地域と連携した河川整備の実施に努めます。

③河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためにも、また、河川が有する優れた価値を享受するためにも、インターネットホームページなど様々な情報伝達手段により、河川に関する情報の公開・提供等に努めます。

④防災意識の向上

瑞梅寺川水系の洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備と併せて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。

このため関係機関と協力して平時から水防活動及び警戒・避難を助ける「福岡県土木総合防災情報システム」により情報の提供を行い、水防意識の高揚に努めます。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第8号

平成17年9月4日執行の福岡県議会議員補欠選挙（大野城市選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条

第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成18年1月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

- 1 選挙の種類 平成17年9月4日執行 福岡県議会議員補欠選挙（大野城市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 9,891,900円
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	井 上 順 吾	候補者届出政党	（ 本 人 届 出 ）	出納責任者氏名	米 村 弘
第1回報告分	期間 平成17年6月9日から平成17年9月12日まで			報告書受理年月日	平成17年9月16日

収 入

主たる寄附

（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）
自由民主党福岡県支部連合会		300,000円
自由民主党大野城市支部		100,000円

その他の寄附

その他の収入 3,200,000円

支 出

人 件 費	694,100円
家 屋 費	588,503円
（選挙事務所費	580,943円）
（集会会場費	7,560円）
通 信 費	270円
交 通 費	30,707円
印 刷 費	895,530円
広 告 費	896,535円
文 具 費	3,591円
食 糧 費	113,478円
休 泊 費	0円
雑 費	61,266円

今 回 計	3,600,000円	今 回 計	3,283,980円
前 回 計	0円	前 回 計	0円
総 計	3,600,000円	総 計	3,283,980円

No. 2

候補者氏名	井 上 順 吾	候補者届出政党	(本 人 届 出)	出納責任者氏名	米 村 弘
第2回報告分	期間 平成17年9月13日から平成17年11月16日まで			報告書受理年月日	平成17年11月16日

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		0円
			(選挙事務所費)		0円)
			(集会会場費)		0円)
			通 信 費		15,282円
			交 通 費		0円
			印 刷 費		0円
			広 告 費		0円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		19,084円
その他の寄附			今 回 計		34,366円
その他の収入			前 回 計		3,283,980円
今 回 計		0円	総 計		3,318,346円
前 回 計		3,600,000円			
総 計		3,600,000円			

No. 3

候補者氏名	井上博隆	候補者届出政党	(本人届出)	出納責任者氏名	井上一雄
第1回報告分	期間 平成17年7月14日から平成17年9月13日まで			報告書受理年月日	平成17年9月16日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
井上博隆後援会		76,346円

その他の寄附

その他の収入	3,000,000円
--------	------------

今 回 計	3,076,346円
-------	------------

前 回 計	0円
-------	----

総 計	3,076,346円
-----	------------

支 出

人 件 費	570,000円
-------	----------

家 屋 費	79,146円
-------	---------

(選挙事務所費)	76,346円
----------	---------

(集合会場費)	2,800円
---------	--------

通 信 費	0円
-------	----

交 通 費	1,200円
-------	--------

印 刷 費	926,530円
-------	----------

広 告 費	843,638円
-------	----------

文 具 費	17,510円
-------	---------

食 糧 費	0円
-------	----

休 泊 費	0円
-------	----

雑 費	21,511円
-----	---------

今 回 計	2,459,535円
-------	------------

前 回 計	0円
-------	----

総 計	2,459,535円
-----	------------

No. 4

候補者氏名	井上博隆	候補者届出政党	(本人届出)	出納責任者氏名	井上一雄
第2回報告分	期間 平成17年9月14日から平成17年10月21日まで			報告書受理年月日	平成17年10月26日

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	0円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0円
			(選挙事務所費)	0円)
			(集会会場費)	0円)
			通 信 費	59,682円
			交 通 費	0円
			印 刷 費	0円
			広 告 費	0円
			文 具 費	0円
			食 糧 費	0円
その他の寄附			休 泊 費	0円
その他の収入			雑 費	0円
今 回 計		0円	今 回 計	59,682円
前 回 計		3,076,346円	前 回 計	2,459,535円
総 計		3,076,346円	総 計	2,519,217円

No. 5

候補者氏名	山 田 澄 子	候補者届出政党	(本 人 届 出)	出納責任者氏名	萩 原 志 保
第1回報告分	期間 平成17年7月26日から平成17年9月3日まで			報告書受理年月日	平成17年9月19日

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	570,400円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費	0円
民主党福岡県第5区総支部		2,700,000円	(選挙事務所費)	0円)
民主党福岡県総支部連合会		1,200,000円	(集会会場費)	0円)
民主党		300,000円	通 信 費	444,009円

その他の寄附	
その他の収入	1,000,000円
今 回 計	5,200,000円
前 回 計	0円
総 計	5,200,000円

交 通 費	74,500円
印 刷 費	1,731,210円
広 告 費	411,437円
文 具 費	90,443円
食 糧 費	165,404円
休 泊 費	0円
雑 費	255,830円
今 回 計	3,743,233円
前 回 計	0円
総 計	3,743,233円

No.6

候補者氏名	山 田 澄 子	候補者届出政党	(本 人 届 出)	出納責任者氏名	萩 原 志 保
第2回報告分	期間 平成17年9月4日から平成17年11月6日まで			報告書受理年月日	平成17年11月9日

収 入	
主たる寄附	
(氏名・団体名)	(職業) (寄附額)

支 出	
人 件 費	0円
家 屋 費	1,419,600円
(選挙事務所費)	1,419,600円)
(集会会場費)	0円)
通 信 費	137,774円
交 通 費	0円
印 刷 費	0円
広 告 費	0円
文 具 費	0円
食 糧 費	0円
休 泊 費	0円
雑 費	22,744円

その他の寄附	
その他の収入	

今 回 計	0円	今 回 計	1,580,118円
前 回 計	5,200,000円	前 回 計	3,743,233円
総 計	5,200,000円	総 計	5,323,351円

No. 7

候補者氏名	山 田 澄 子	候補者届出政党	(本 人 届 出)	出納責任者氏名	萩 原 志 保
第3回報告分	期間 平成17年11月7日から平成17年11月11日まで			報告書受理年月日	平成17年11月15日

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		
			家 屋 費		0円
			(選挙事務所費)		0円)
			(集合会場費)		0円)
			通 信 費		0円
			交 通 費		0円
			印 刷 費		0円
			広 告 費		0円
			文 具 費		0円
			食 糧 費		0円
			休 泊 費		0円
			雑 費		54,393円
その他の寄附			今 回 計		54,393円
その他の収入			前 回 計		5,323,351円
今 回 計		0円	総 計		5,377,744円
前 回 計		5,200,000円			
総 計		5,200,000円			